

電子申請による受付を一部開始しました。

開始年月日：令和5年2月10日

昨今、新型コロナウイルス感染症の拡大防止や行政サービス等におけるデジタル化の推進が求められている中、豊見城市消防本部（予防課）では、「消防法令及び火災予防条例等に基づく申請・届出等」における対面規制を見直し、これまで直接窓口での提出をお願いしていた一部について、電子申請による受付を開始しました。これにより、24時間いつでも自宅や会社等のパソコン又はスマートフォンから申請等ができるようになるため、提出書類を準備したり、消防に直接来庁する必要がなくなります。電子での申請・届出が可能なものは、豊見城市消防本部 電子申請システム（マイナポータル）に掲載しているものが対象となります。

今後も市民へのより一層の利便性を図るため、電子申請による「受付申請・届出書等」の範囲拡張についても、積極的に推進し、市民サービスの向上に努めていきます。